

# 自転車ネットワーク計画の検討手順

## 参考資料2-2

### 技術検討項目

### 関係者間における コミュニケーション・合意形成項目

#### (1) 基本方針、計画目標の設定

- ・自転車ネットワーク計画策定にあたっては、地域の交通特性、道路空間の状況、地勢、自転車が多く利用する施設等、地域の概況を把握するとともに、自転車利用の課題を整理すること。
- ・地域の上位計画等を踏まえ、歩行者、自転車の安全性、快適性の向上に加え、健康、環境、観光振興等、地域のニーズに応じた自転車通行空間を整備するために、自転車ネットワーク計画策定にあたっての基本方針、計画目標を設定すること。

#### (2) 自転車ネットワーク路線の選定

- 以下の①～⑥の路線から、計画目標の達成のために必要となる面的な自転車ネットワークを構成する路線を選定すること
- ①地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設、主な居住施設等を結ぶ路線
  - ②自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線等の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
  - ③今後、積極的に自転車の利用促進を行う、観光地等を結ぶ路線
  - ④自転車の利用増加が見込める、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
  - ⑤既に自転車の通行空間(自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路)が整備されている路線
  - ⑥その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

#### (3) 整備形態の選定

詳細は【別紙】

##### (3)-1 道路交通状況を踏まえた整備形態の選定

歩行者、自転車の安全性、快適性の向上の観点から、道路交通状況(自動車の規制速度及び交通量等)を踏まえて、整備形態を選定すること。

##### (3)-2 空間整備の可能性の検討

###### ○道路空間の再配分や道路拡幅の可能性の検討

幅員構成の見直し、車線数の削減、一方通行化の実施等、道路空間の再配分や道路拡幅の可能性を検討すること。

###### ○整備可能な当面の整備形態の検討

道路空間の再配分や道路拡幅が困難な場合、十分ではなくとも早期に自転車ネットワークの機能が発現されることを優先し、整備可能な当面の整備形態を検討すること。

###### ○代替路選定の可能性の検討

当面の整備形態の検討と併行して、近くに並行する他の路線を代替路として選定することを検討すること。

#### 必要に応じて検討

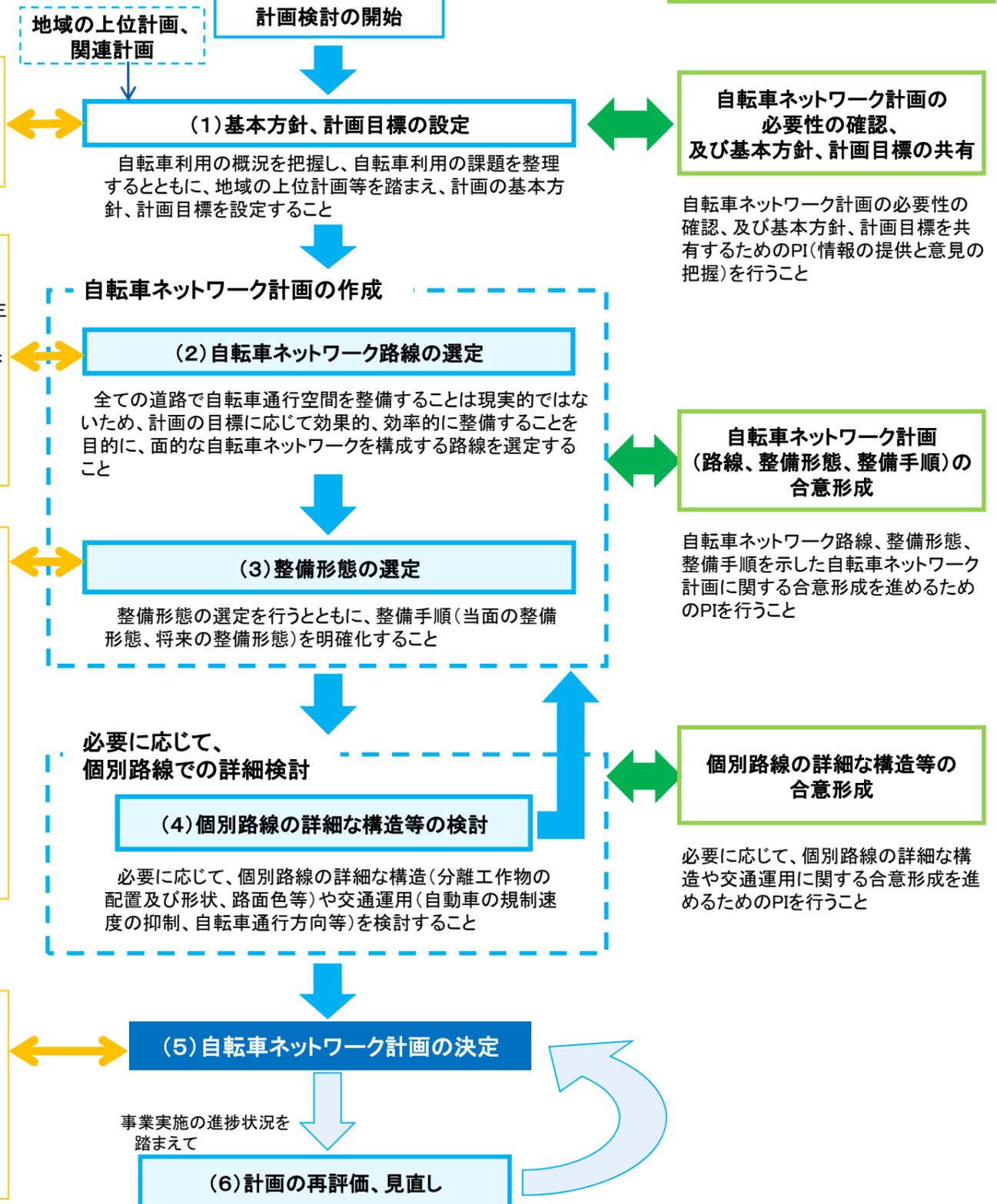
##### (5)-1 整備優先度

整備の容易さからではなく、安全性、快適性の向上や計画目標の達成の観点から、その緊急度に応じて、自転車ネットワーク路線における整備優先度を検討すること。

##### (5)-2 案内方法

自転車ネットワークの適切な利用を促し、整備効果を最大限に発揮させる観点から、法定外看板及び表示、路面着色について通行ルールをわかりやすく伝えられるデザイン、色彩、設置位置を地域内で統一的に運用する方針等、分かりやすい案内方法について検討すること。

### 計画検討手順



#### 検討体制の構築と活用

- ・地元関係者を含む幅広い関係者が計画策定のプロセスに参画できる体制を構築すること
- ・自転車通行空間の整備のみならず、利用ルールの徹底、自転車利用の総合的な取組を実施するため、幅広い関係者が連携できる体制として、計画検討時の体制も活用すること

## 整備形態の選定

### (3)－1 道路交通状況を踏まえた整備形態の選定

- 大原則に基づき自転車を車道に通行させることを検討すること。  
この場合、「車道を通行する自転車」の安全性の向上の観点から、自動車の規制速度や交通量を踏まえ、自転車と自動車を分離する必要性について検討すること。具体的には、自動車の規制速度が高い道路では自転車と自動車を構造的に分離すること。また、規制速度が低く自動車交通量が少ない道路では自転車と自動車の混在が可能であり、自転車は車道を通行させること。その中間にあたる交通状況の道路では自転車と自動車の視覚的な分離が必要であり、自転車は自転車専用通行帯を通行させること。
- 自転車と自動車を構造的に分離する場合、選定された自転車ネットワーク路線は、一般的に自転車交通量が多いことから、自転車道の整備を検討すること。
- 自転車を車道に通行させる場合、必要に応じて、自転車の通行位置を明確化するための路肩のカラー化、車道左側部の車線内への帯状の路面表示やピクトグラムを設置、自動車の速度を抑制するためのハンプの設置等を検討するとともに、自動車の一方通行化等を積極的に検討すること。
- 道路交通状況を踏まえた整備形態の選定にあたり、自動車の規制速度や交通量から自転車専用通行帯が選定される路線において、利用者のニーズや道路空間の状況により自転車道を選定すること、及び車道が選定される路線において自転車専用通行帯を選定することを妨げるものではないことに留意すること。

### (3)－2 空間整備の可能性の検討

- 歩道、車道、植樹帯、中央帯の縮小による幅員構成の見直しや周辺道路の整備により自動車交通の転換が可能な道路での車線数の削減や一方通行化の実施等、道路空間の再配分や道路拡幅の可能性を検討すること。なお、自動車交通や速度の抑制が望ましい道路において、規制速度の抑制を行い、自転車道から自転車専用通行帯、自転車専用通行帯から車道と整備形態を変更することも検討すること。
- 道路空間の再配分や道路拡幅が困難な場合、十分ではなくとも早期に自転車ネットワークの機能が発現されることを優先し、整備可能な当面の整備形態を検討すること。
  - ・自転車道の場合は、既に自転車歩行者道が整備されており、かつ自転車交通量が少なく、かつ歩行者と自転車の交通量を踏まえて歩行者と自転車を分離する必要がない場合に限り、自転車歩行者道の活用を検討すること。その場合、自転車に対して歩行者優先、徐行通行等を徹底するために通行ルールの周知等の安全対策を実施すること。
  - ・自転車専用通行帯の場合は、車道を選定することを検討すること。その場合、路肩のカラー化、車道左側部の車線内への帯状の路面表示、バス専用通行帯の活用等を検討するとともに、自転車に対して左側通行、並進の禁止、自動車に対して自転車の保護、駐車の禁止等を徹底するために通行ルールの周知等の安全対策を実施すること。
- 当面の整備形態の検討と併行して、近くに並行する他の路線を代替路として選定することを検討すること。その場合、わかりやすい案内方法を検討すること。

